

生野区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助”パワフルサポート事業」業務委託(概算契約)	その他	(社福)大阪市生野区社会福祉協議会	14,681,347	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
2	「生野区子ども地域包括ケアシステム」業務委託	その他	(社福)大阪市生野区社会福祉協議会	5,582,567	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	-
3	令和5年度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	(株)コリアジャパンセンター	14,361,908	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	令和5年度JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業	その他	(特非)IKUNO・多文化ふらっと	2,471,632	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	生野区勝山小学校地活用調査等業務委託	各種施策研究・調査	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	7,150,000	令和5年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	令和5年度生野区コミュニティ育成事業企画調整業務委託(その2)	催事	(一財)大阪市コミュニティ協会	2,923,000	令和5年4月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	令和5年度生野ものづくりタウン事業業務委託	その他	(株)友安製作所	6,996,000	令和5年6月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

No. 1

随意契約理由書

- 1 案件名称
地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業「ご近“助” パワフルサポート事業」業務委託（概算契約）
- 2 契約の相手方
社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会
- 3 随意契約理由
「地域ボランティアによる福祉のまちづくり事業（ご近“助” パワフルサポート事業）」は、区CM予算の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（以下 見守りネットワーク強化事業）」の関連事業で行う区独自事業であり区で契約することとなるが、本事業は、行政名簿では把握しきれていない、地域の要援護者を掘り起こし、地域の見守りに繋げていく事業であることから、見守りネットワーク強化事業の契約相手方の予定事業者である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、特名随意契約するものとする。生野区社会福祉協議会が見守りネットワーク強化事業を受託できなかった場合はこの事業を受託した事業所と契約するものとする。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
生野区役所保健福祉課（電話 0 6 - 6 7 1 5 - 9 8 5 7）

随意契約理由書

1 案件名称

「生野区こども地域包括ケアシステム」業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会

3 随意契約理由

令和2年度から実施している「生野区こども地域包括ケアシステム」は、生野区社会福祉協議会の受託事業である、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」（以下、見守りネットワーク事業）及び、「地域ボランティアによる福祉のまちづくりご近“助”パワフルサポート事業」（以下、ご近“助”パワフルサポート事業）にて、すでに築かれた地域ネットワークや、要支援者のニーズと地域資源のマッチングのノウハウを、子育て支援にも活用し、また、小中学校や、保育園・医療機関・民間事業者とも連携して、こどもの見守りネットワークを構築する区独自の事業である。

見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業を受託する事業者が、本事業を理解し、効率的かつ効果的に目的を達成できる事業者であると考え、見守りネットワーク事業及びご近“助”パワフルサポート事業の契約相手方の予定である生野区社会福祉協議会に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特名随意契約するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所保健福祉課（電話06-6715-9024）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5度大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社コリアジャパンセンター
- 3 随意契約理由
本事業は、各地域まちづくり協議会の自律運営に対する支援であり、その支援の方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かした支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、各地域まちづくり協議会の自律運営という事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9080）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
- 2 契約の相手方
特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
- 3 随意契約理由
本事業は、活力ある地域社会づくりをめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図り、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図ることを目的として実施する。その実施手法・体制については、単純に価格比較ではなく事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定し、住民参加型のコミュニティビジネスの手法を採用することが、地域課題の効果的な課題解決に有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式により選定した事業者と随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9009）

随意契約理由書

- 1 案件名称
生野区勝山小学校地活用調査等業務委託
- 2 契約の相手方
株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所
- 3 随意契約理由
 本事業は、民間事業者のノウハウを活用して実施するものであり、事業者の経験や専門性を十分活かした企画提案と実行力を求めている。
 そのため、単純な価格比較ではなく、事業者の提案内容・業務手法・実施体制と事業者としての経験・専門性等を審査し、より効果的に業務を実施できる事業者を決定する「プロポーザル方式」が適している。
 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式により選定した事業者と随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9017）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和5年度生野区コミュニティ育成事業企画調整業務委託（その2）
- 2 契約の相手方
一般財団法人 大阪市コミュニティ協会
- 3 随意契約理由
本事業は、コミュニティづくりを推進することにより、地域力が向上することを目的とした事業であり、その実施方法・体制については、単純に価格比較だけではなく、事業者の支援体制・業務手法等を総合的に勘案して受託者を選定する方式を採用することが、コミュニティの再生や地域経済の活性化を促進するという事業効果を生み出すために有効と考えられる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式の随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9743）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度生野ものづくりタウン事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社友安製作所

3 随意契約理由

本事業は、高い技術力を持つ町工場（中小製造業事業者）間のネットワークを構築し、時勢に即した新しいアイデアを持つベンチャー企業等をつなげることにより、事業化の支援や新しいアイデアを実装する試作品の受注、その先の新製品の開発、受注などによる産業振興を図ることで、さらなるものづくりの魅力向上による新たな担い手の育成や技術の継承、地域経済の活性化を目的とするため、民間事業者が有する町工場とベンチャー企業等をマッチングするコーディネート力や幅広い知識と経験、専門性を活用することが不可欠であり、単純に価格比較だけではなく、委託事業者の実施体制・実施手法等を総合的に勘案して、有識者による公平かつ適正な審査の上、協働事業者を選定することが有効である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により企画競争方式により選定した事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

生野区役所地域まちづくり課（電話06-6715-9743）